平成２１年（フ）第４１３号
三重県桑名市新西方４丁目215番地
債務者　伊藤　聖子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
三重県四日市市別名５丁目４番３号　セジュール霞207
債務者　田中慈太郎
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４１７号
三重県三重郡菰野町大字田口新田134番地５
債務者　永田　明美
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
三重県桑名市長島町押付940番地27
債務者　大久保敬三
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第６７９号
兵庫県姫路市家島町真浦405番地
債務者　橋本　麻里
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２５９号
鳥取県米子市永江881番地　県住55―２
債務者　木綿　悦治
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２６８号
鳥取県米子市両三柳231番地　コーポ岸岡106号
債務者　作埜　幸雄
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２７４号
鳥取県米子市夜見町2366番地
債務者　吉岡　真二
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１９３８号
広島市安佐南区八木８丁目18番29―201号
債務者　大山ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１０号
広島県安芸郡海田町東昭和町２番59号
債務者　法安　詠司
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２８号
広島市西区大芝３丁目４番13―202号　栗田ビル
債務者　作田　　猛
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２９号
広島市西区大芝３丁目４番13―202号　栗田ビル
債務者　作田眞智子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２号
広島県尾道市山波町610番地
債務者　菅　由美子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第７７８号
愛媛県松山市小坂２丁目１番５号
債務者　清水　　武
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７８２号
愛媛県松山市道後喜多町８番８号　道後山本ビル401号
債務者　鈴木　信行
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第２２４号
愛媛県新居浜市西原町２丁目２番161号
債務者　藤田　徹也
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２４１号
愛媛県四国中央市三島朝日２丁目７番21号
債務者　白井　希実（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５０３号
高知市浦戸368番地
債務者　西口美奈子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
高知地方裁判所破産係